

令和5年度
町政執行方針

令和5年3月

広尾町長 村瀬 優

はじめに	1
町政に臨む基本姿勢	1
1 活力ある産業のまち	3
(1) 水産業の振興	
(2) 農業の振興	
(3) 林業の振興	
(4) 商工業の振興	
(5) 観光振興とサンタランド	
(6) 十勝港の利活用	
2 安心して暮らせる支え合いのまち	9
(1) 子育て支援・地域福祉	
(2) 高齢者、障がい者福祉と介護サービス	
(3) 健康づくり	
(4) 医療体制	
(5) 国民健康保険・後期高齢者医療	
3 豊かな心を育み文化を高めるまち	16
4 住みやすさが感じられるまち	17
(1) 防災・消防対策	
(2) 交通安全・防犯対策	
(3) 道路交通・公共交通対策	
(4) 住宅環境対策	
(5) 環境衛生対策	
(6) 上下水道の整備	
(7) 脱炭素化に向けた取組と再生可能エネルギーの有効活用	
(8) 公園整備	
5 次世代に引き継ぐことができるまち	24
(1) 町民が活躍するまち	
(2) 行財政運営	
(3) 移住・定住、交流、関係人口の拡大	
むすび	28

はじめに

令和5年第1回広尾町議会定例会の開会に当たり、本年度の町政運営の所信を申し述べ、議員各位並びに町民皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

現在、ロシアによるウクライナ侵攻に端を発したエネルギー問題により、燃料価格や電気代の高騰、また、円安の影響を受けた物価高など、住民生活への圧迫や本町経済へのダメージは計り知れないものがあります。

新型コロナウイルス感染症への対応が新たなステージへと移ろうとしている中、この逆境にこそ、課題にしっかりと向き合い、子どもたちや若者への投資を進め、未来に向かう広尾町の姿を形作るべく、町民皆様と共に誠心誠意、町政運営に当たってまいります。

町政に臨む基本姿勢

私は、まちづくりの理念として、「地域の自立で豊かな暮らし」を掲げ、町政を進めてまいりました。今年は、4期目の最終年となり、任期中の公約とした重点施策にある各種事業の集大成を図ってまいります。

本年度は、第6次まちづくり推進総合計画がスタートして3年目となり、この間の評価と検証を進め、見直すべきを見直しながら各種施策を展開することにより、地域の活力を増幅させ、地方創生の実現につなげてまいります。

行政の役割として、これからも町民の皆様と協働しながらまちづくりを進め、安心して住み続けられる広尾町を築いていかなければなりません。

近年では、様々な分野で主体的に行動する住民が増え、広尾町の可能性を押し広げており、地域の資源を最大限に生かした産業振興や商工観光振興、町民が安心して暮らせる福祉・医療、子育て・教育の充実、そして将来を見据えた財政運営などこれまでの取組を更に前に進めてまいります。

混沌とした時代の中で、主要課題の解決に最大限の努力を行い、次世代が未来に希望が持てるよう、町民参加によるまちづくりに全力を挙げて取り組んでいく決意であります。

主要施策の展開

次に、本年度の主要施策の展開につきまして、第6次広尾町まちづくり推進総合計画に掲げる五つの基本目標に沿って申し上げます。

1 活力ある産業のまち

(1) 水産業の振興

本町産業の根幹をなす漁業は、秋サケをはじめとする主要魚種の大幅な漁獲不振などにより、依然として厳しい経営状況が続いております。

令和3年に発生した赤潮の被害に対する取組としては、ウニと毛ガニの沿岸水産資源の生息把握を目的に実施する調査事業に対し、支援をしております。

また、ウニ増殖対策については、資源の回復を図るため、漁場環境の把握等の活動に国の交付金事業を活用しながら継続支援をしております。

コンブについては、漁場の機能維持と資源回復のため、国の水産多面的機能発揮対策事業を活用し、雑海藻の駆除事業に継続支援をしております。

養殖技術の確立と新しい漁業の創出を目的に、漁協が実施しているウニ養殖企業化試験事業についても引き続き支援をしております。

その他、ホッキなどの沿岸資源保護事業、サケのふ化放流などの資源安定増大に向けた事業や特産品の販路拡大の取組を支援をしております。

マツカワについては、北海道栽培漁業振興公社から5万尾を購入し、管内4町3漁協の広域連携により、稚魚の飼育・放流事業を引き続き進めてまいります。

漁業金融支援については、漁業近代化資金をはじめ、新型コロナウイルス対策支援や赤潮被害対策支援などの各資金の利子補給等を継続してまいります。

(2) 農業の振興

コロナ禍の生産・消費への影響長期化や、飼料・資材等の高騰、子牛の販売価格下落など、農業経営を巡る厳しい情勢の下、グローバルな変化への対応として、食料安全保障が重視されています。

こうした情勢を踏まえ、本町農業の足腰を強化するため、国内資源の活用を柱に据えて飼料の自給率を高めるとともに、良質な飼料の確保、経営安定対策など、必要な予算の確保について、国への強い働きかけを継続し、また、地域視点では、引き続き、草地基盤整備事業の取組を後押し、さらに農協はじめ関係機関と連携協力して、生産基盤強化と農業経営の安定化を推進してまいります。

人材確保面では、農政推進協議会を通じた「農活チャレンジ応援事業」の促

進、各種補助事業や地域おこし協力隊の活用により、農業を担う後継者等の育成・確保を図るとともに、農業経営基盤強化促進事業や農地中間管理機構事業の効果的な活用、農業委員会との連携により、担い手への農地の集約・集積化を推進してまいります。

(3) 林業の振興

いま、公的・民間あらゆる分野で、デジタル化・グリーン化を成長拡大の鍵と捉える機運が醸成しております。

こうした中の林業・林産業については、「ゼロカーボン北海道」にも寄与する循環型の資源利用を更に推し進めるため、引き続き、「HIROO ^{ヒロオ} SANTALAND ^{サンタランド} ^{ウッド} WOOD」ブランド化を拡充するとともに、森林環境譲与税を活用した「サンタの森の環境振興事業」・「住宅用地域材利用促進事業」・「緑の担い手対策事業」など、民有林への支援や森林整備の促進につながる取組を計画的かつ効果的に推進してまいります。

また、町有林整備事業についても途切れなく実施し、町民の森林資源を貴重な財産として、しっかり守ってまいります。

地域おこし協力隊と町内青年有志らがチームを結成し、昨年より鋭意取り組んでいる「集いの杜プロジェクト」については、地方創生拠点整備交付金や、

ふるさと納税制度など財源確保に努めながら改修計画を着実に前進させ、同時に、活気づける仕掛けを作り出し、地域を盛り上げる活動を高めてまいります。

有害鳥獣対策では、行政、産業団体、猟友会はもとより住民とも連携し、安全確保を徹底しながら、有害鳥獣の個体数減少と農林業被害の軽減に努めてまいります。

(4) 商工業の振興

商工業の振興については、コロナ禍の影響、人口減少に伴う消費の低迷、働き手不足や購買力の町外流出など、今後の景気情勢が見通せない状況を踏まえ、引き続き町融資制度の利子補給や保証料の補てん等を実施するほか、商工会が取り組む経営改善普及事業や地域振興事業などに継続支援してまいります。

また、事業の継続と雇用の確保を図るため、商工会と連携を強化しながら地域内の経済循環に向けた迅速かつ効果的な対策を進めてまいります。

さらに、地域おこし協力隊による雇用情報の町内一元化の仕組みづくりを継続し、雇用の掘り起しやまちの賑わいを生み出す活動を実施してまいります。

住宅新築・リフォーム支援事業については、町内経済の好循環、消費拡大や雇用の確保などが図られるよう継続し、本年度から中古住宅取得にも対象を拡

大して実施してまいります。

また、新しく起業をめざす創業者や商品開発の取組を支援してまいります。

雇用・労働者対策については、雇用主や労働者の福利厚生が図られるよう「あおぞら共済」制度を維持し、季節労働者の通年雇用化を推進する取組を支援してまいります。

ふるさと納税については、適正な制度運用を図りながら、産業振興や地域経済の活性化を促進させるため、各事業者との連携を強化し、多様なニーズや流行に的確に対応していけるよう、情報発信やリピーター確保の取組を推進してまいります。

(5) 観光振興とサンタランド

観光振興については、好機となりうる日高山脈襟裳国定公園の国立公園化に向け努めていくなど、地域間連携を強化し、観光協会をはじめ十勝観光連盟、えりも岬とんがりロード観光協議会、日高東部・十勝南部広域連携推進協議会などと引き続き広域観光を進めてまいります。

観光情報の発信については、SNSを活用した地元製品のPR、スタンプラリーやフェアの拡充など観光協会と連携し、発信力を強化してまいります。

また、地域おこし協力隊による体験型観光の構築や特産品開発を引き続き進めてまいります。

十勝港まつりをはじめとするイベントについては、感染症対策に留意し、より多くの方々が安全に安心して楽しんでいただけるよう、実施してまいります。

また、海産物をはじめとする特産品のPR、バスツアー誘致に向けた取組を行い、交流人口の拡大をめざしてまいります。

サンタランド事業については、聖地である大丸山森林公園を中心としたイルミネーションの充実や民間活力を活かしたサンタの家の魅力発信を図るとともに、通年で観光客が安心して訪れてもらえるよう施設の整備管理などを進めてまいります。

また、この事業の情報発信ツールであるサンタカードについては、サンタランドの基本理念「愛と平和、感謝と奉仕」を各地に届けるため、ホームページの充実や申込方法工夫の取組を進めてまいります。「子供の夢を応援するプロジェクト」については、児童養護施設の子供たちを応援していけるよう、賛同する協力企業や地域を拓げていく取組を実施してまいります。

(6) 十勝港の利活用

十勝管内唯一の重要港湾十勝港は、農業をはじめとした流通拠点港として、

また、漁業水産基地として、その役割は非常に大きなものとなっています。

十勝港の利活用では、昨年の貿易額は、背後圏の堅調な農業生産を背景に家畜飼料原料の輸入が伸びたことに加え、円安の影響により、開港以来史上最高の276億6,400万円を記録し、12年連続で100億円を上回り、地域産業の発展に大きく寄与しております。

十勝港から東北・北関東を結ぶ定期航路開設の物流調査を更に1年継続してまいります。

今後も飼料コンビナート関連企業や農林業関連企業等の誘致に取り組み、十勝港港湾振興会と連携しながら、港の利活用の促進に向けた取組を展開してまいります。

2 安心して暮らせる支え合いのまち

(1) 子育て支援・地域福祉

急速な少子化を背景に、子どもを取り巻く環境が変化する中、子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、まちの将来を担う子どもたちへの投資であり、社会全体で取り組むべき重要な課題であります。

子育て支援については、安心して子どもを産み育てることができるまちをめ

ざし、子ども・子育て家庭の多様なニーズに応じた施策の推進に取り組んでまいります。

妊娠期から成人になるまで切れ目のない支援が受けられるよう、「子育て世代包括支援センター」で子育てに関する総合的な相談・支援を行ってまいります。

さらに、昨年からはじめたスマートフォン向けアプリによる子育て支援に関する情報の配信やファミリーサポートセンターによる子育て支援体制の充実を図ってまいります。

認定こども園・保育所については、3歳以上の保育料及び副食費の無償化を継続し、令和5年1月から事業開始した出産・子育て応援給付金とあわせて、子育て世代の経済的負担の軽減と、子どもの成長に応じた教育・保育を行ってまいります。

少子化対策については、中学生までを対象としている医療費の無償化を本年度から高校生まで拡大します。また、出産祝い金支給事業を継続するとともに、妊婦健診費用の助成にあわせて、通院費や産後の母子健診費用の助成も行ってまいります。

また、出産直後からの育児不安の解消のため、産後ケア事業による助産師による家庭訪問を行い、専門的な相談を受けられるよう引き続き行ってまいります。

誰もが安心して日常生活を送ることができるよう、社会福祉協議会や関係団体と連携し、支え合いのまちづくりを基調とした地域福祉の一層の推進に取り組んでまいります。

昨年度から新たに取り組んでいる「重層的支援体制整備事業」については、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制により、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、とりわけ、ひきこもり支援については、相談支援体制の充実とコミュニティソーシャルワーカーを中心とした支援機関との協働により、ひきこもり状態にある方やその家族に寄り添った支援を行ってまいります。

(2) 高齢者、障がい者福祉と介護サービス

本町の高齢化率は、40.5%と高齢化が進み、高齢者福祉の一層の充実と推進が求められております。医療や介護が必要となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期までおくることができるよう、医療・介護・予

防・住まい・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の強化を進めてまいります。

障がい者福祉については、障がい者が社会の一員として人権を尊重され、自らの選択で社会活動に参加し、自立して暮らせる「地域共生社会」の実現に向けて取り組んでまいります。

保健事業と介護予防の一体化の推進やリハビリ等の専門職との協働により、心身の活動機能の低下で要介護状態に近づく「フレイル」の予防と重度化防止に努めてまいります。地域サポーターの協力で運営している「いきいき百歳体操」など、自主的に介護予防に取り組む高齢者の増加をめざしてまいります。

地域住民で話し合う協議体や生活支援コーディネーターの活動により、高齢者が生活を送るうえでの困りごとに関して、様々な担い手や地域で見守り支え合う「生活支援体制整備事業」を充実させ、本年度は、ボランティアの意識醸成を促すための定期的な講演会の開催や、新たな社会資源の開発への取組を行い、「住みよい地域づくり」の推進に努めてまいります。

「高齢者外出支援交通費助成事業」については、これまで行ってきた実証事

業の検証結果を踏まえ、本年度から通年で本格実施し、タクシーやバスの利用での助成券の交付により、買い物や通院における高齢者の足の確保を図り、あわせて、「宅配便利帳」の普及と活用の促進に取り組んでまいります。

適切な医療介護サービスを安心して受けられるよう、相談支援体制の充実と、多職種協働による医療・介護連携の強化を図ってまいります。

認知症については、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせるよう、「共生」と「予防」を両輪として支援体制を充実させ、認知症サポーター養成講座の開催をはじめ、本年度から認知症カフェを複数の会場で行うなど、地域で見守り支え合う「チームオレンジ」の活動を進めてまいります。

介護サービスについては、持続可能な提供ができるよう、サービスの担い手を育成するための「介護職員初任者研修」を継続開催するとともに、本年度から新たに運用を始める「医療従事者等修学資金貸付制度」により、人材の確保に向けて重点的に取り組んでまいります。

養護老人ホームと特別養護老人ホームの運営については、介護人材確保や離職防止対策、ICTを活用しての介護負担軽減など職場環境整備を行うとともに、ケアの質の向上を図り、入所者一人ひとりがその人らしく、安心した生活

が送れるよう努めてまいります。

また、特別養護老人ホームにおいては、老朽化が進んでいることから、今後、地域の実情に応じた機能拡充を伴う改築を検討してまいります。

(3) 健康づくり

新型コロナウイルス感染症をはじめとした様々な感染症について、予防接種や相談事業等に取り組み、発生予防とまん延防止を図ってまいります。

また、感染症対策について町民へわかりやすい情報提供を心がけ、地域で安心して過ごせるように支援してまいります。

町民一人ひとりの健康づくりについては、健康寿命の延伸を目的に、特定健診、がん検診の受診率向上に引き続き取り組み、健康教育、健康相談、家庭訪問などの地域保健対策を総合的に推進してまいります。

食育推進事業、歯科保健事業についても、保育や学校現場において推進し、生涯を通じた主体的な健康づくりへの意識の向上を図ってまいります。

(4) 医療体制

国民健康保険病院は、昨年度策定した第2期中期目標を達成するため、質の

高い医療の実現と患者サービスの向上を図り、あわせて、経営の健全化に取り組んでまいります。

地域の「かかりつけ医」として診療体制を整備し、今後も関連病院と連携し地域の医療ニーズに沿った診療体制や専門外来の充実を図るとともに、入院病床を維持し、夜間・休日を含む24時間・365日、救急患者に対応できる地域の中核医療機関として、町民の生命と健康を守ってまいります。

(5) 国民健康保険・後期高齢者医療

国民健康保険は、北海道とともに制度改革を行い、加入者負担の公平化を図るため「統一保険料」をめざした保険料の平準化と事務の広域化を一体的に進めてまいります。

また、本町は町民と身近な関係の下、保険給付・保健事業など地域におけるきめ細かい事業を行い、地域医療の確保と町民の健康増進に努めてまいります。

さらに、健全な保険・財政運営のため、赤字解消に向けた加入者負担の適正化を図り、あわせて、国民健康保険税の収納率向上に努めてまいります。

特定健診については、個別訪問や受診勧奨を積極的に行い、受診率は令和元年度43.8%、令和2年度50%、令和3年度52.5%と着実に伸ばして

おります。

今後も更なる受診率の向上に努めるとともに、個々の生活スタイルに応じた特定保健指導を行い、生活習慣病予防及び疾患の重症化予防に取り組み、医療費の抑制と国からのインセンティブ確保に努めてまいります。

後期高齢者医療については、高齢者が安心して必要な医療を受けられるよう、北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図り、円滑な制度の運用と適正な執行に努めてまいります。

3 豊かな心を育み文化を高めるまち

未来を担う子どもたちが、夢や希望をもって主体的に生きる力を身に付けることができるよう、これまでの取組を継続しながら着実に推進していくとともに、学校教育、社会教育の更なる充実に向け、総合教育会議などを通じて教育委員会との連携を図ってまいります。

このほか、教育関係の具体的施策につきましては、教育長から申し上げます。

4 住みやすさが感じられるまち

(1) 防災・消防対策

本町の防災は、被害を最小化し、迅速な回復を図る「減災」の考えを基本とし、住民の生命、身体及び財産を守るため、様々な防災・減災対策を推進してまいります。

昨年7月、北海道から日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による道内市町村ごとの被害想定が公表され、同年9月には、特に甚大な被害が見込まれる「特別強化地域」として本町が国から指定を受けております。これらのことを受け、本町では特に厳冬期における地震・津波対策に重点を置いた様々な取組を進めてまいります。

具体的には、毎年実施している地震・津波避難訓練を冬季に実施し、訓練を通じて住民に対し適切な避難行動や備えを行うための意識啓発を図るとともに、自力で避難できない方の支援体制について、自主防災組織や関係機関とも協力し検討を進めてまいります。

食料や生活必需品など避難生活に必要な物資の備蓄については、住民や事業所、自主防災組織などとの連携を強化し、行政備蓄と、それを補完する個人備蓄、流通備蓄の確保に努め、冬季の避難生活も意識しながら、まち全体で備えの充実を図ってまいります。

地域の防災体制については、引き続き町内会を母体とする自主防災組織の設立や育成支援を図り、共助の力を更に高め、地域防災力の充実に努めてまいります。

防災教育の面では、町内小中学校や高校と連携した各種訓練など、防災に関する系統的な学びを支援し、人材育成を図ってまいります。

いつ発生するか分からない大規模災害に備え、自助・共助・公助の力を結集してまち全体で取り組むことにより、本町の総合的な防災力の向上を図ってまいります。

台風など大雨の際の流木等については、漁業経営の安定化に資するため、海岸漂着物対策を確実に推進するよう、引き続き国や北海道に要請してまいります。

消防については、消防団活動への支援及び大規模多様化する災害に対応するため、引き続き消防団員の確保に向けた処遇改善を図るとともに団員の養成に努めてまいります。

また、消防団員の安全装備の整備、災害時の拠点となる消防施設の管理・補修を実施し、地域防災力の充実に努めてまいります。

(2) 交通安全・防犯対策

町民が安心して日常生活を送るうえで、交通事故や犯罪などに対する備えは欠くことができません。

交通安全対策としては、各団体、警察と一層の協力を深め、運転者と歩行者双方に役立つ「デイライト運動」の普及をはじめ、高齢者の運転免許返納を支援する助成事業の継続など、各世代に合った交通安全運動の展開を図り、交通事故撲滅を推進してまいります。

また、犯罪の発生防止のために、町内会や防犯団体、警察とともに町民に対し役立つ様々な情報提供を行い、誰も犯罪被害にあわない、安全で安心できるまちづくりに努めてまいります。

消費者保護の対策については、消費生活相談や広報活動の実施、関係機関との連携強化など、引き続き消費者の保護と被害の防止に努めてまいります。

(3) 道路交通・公共交通対策

高規格道路帯広・広尾自動車道については、昨年3月に念願であった豊似から広尾までの事業化が決定しました。帯広・広尾自動車道は、十勝港への物流機能の向上に寄与するほか、本町にとっても災害対策、救急医療、観光振興などまちづくりに欠かすことのできない大変重要な道路であります。今後も、一

日も早い全線開通に向けてまちぐるみで要望活動に取り組んでまいります。

町道については、安全な通行を確保するため、維持補修や道路整備、橋りょう補修工事を計画的に実施し、生活環境の向上を図ってまいります。

除雪については、町民の生活に支障のないよう迅速丁寧かつ効率的な除雪に努めてまいります。

公共交通については、新型コロナウイルス感染症の影響による利用低迷や乗務員不足など、総じて厳しい状況下にあります。

十勝バス広尾線については、沿線市町村の費用負担軽減のため、沿線市町村と関係機関で構成する協議会において令和5年度中の減便に向けた協議を行っているところであります。今後も重要な地域間交通の一つである広尾線を守るため、住民の利用促進を図ってまいります。

JR北海道バス日勝線「広尾・庶野間」については、広尾高校への通学便としての利用実態などを踏まえ、今後の方向性について、えりも町と継続協議してまいります。

また、札幌市と直結する都市間バス「高速ひろおサンタ号」については、住民にとって必要性が大きいため、今後も利用の促進を図り、路線の維持に努めてまいります。

(4) 住宅環境対策

公営住宅については、栄町・新北樺団地の改善事業及び錦町団地の除却事業を継続的に実施してまいります。

既存の公営住宅については、適切な維持管理を実施し、住宅環境の保全・充実に努めてまいります。

空き家対策については、町内にある危険な空き家等の実態把握を継続的にを行い、適切な管理が行われていない空き家等については、個別の状況・事情を把握し指導・助言等を行ってまいります。

また、取壊しに対する助成制度を継続し、生活環境の保全を図るための措置と住民の安全で安心な住環境を維持するとともに、景観意識の高まりと空き家の利活用促進に努めてまいります。

(5) 環境衛生対策

環境衛生対策については、町民の理解と協力を得ながら、資源リサイクルを推進し、循環型社会、ゼロカーボンの実現に向け、ごみの更なる減量化、適切な分別の徹底に取り組んでまいります。

また、ごみの不法投棄対策やペットの適切な飼育管理については、関係機関・団体等と連携し、住民意識の高揚を図り、清潔で住みよいまちづくりに努

めてまいります。

(6) 上下水道の整備

上水道事業については、老朽配水管の計画的な整備・改良を実施するため、水道施設の適正な維持更新に努めるとともに、有効期間が満了となる量水器の更新を実施してまいります。

簡易水道事業及び簡易給水事業については、老朽化した水道設備の計画的な更新・整備と量水器の更新を引き続き実施し、水道施設の効率的な維持管理と水道水の安定供給に一層努めてまいります。

公共下水道事業については、終末処理場の耐震診断や施設更新計画に基づき、機械設備の計画的な更新・改修を進めてまいります。

個別排水処理施設整備事業については、下水道未整備地域における生活環境改善のため、合併処理浄化槽の普及に取り組んでまいります。

(7) 脱炭素化に向けた取組と再生可能エネルギーの有効活用

国は、温室効果ガスの排出量を2050年までに実質ゼロとする「カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」をめざすことを宣言し、北海道は「ゼロカーボン北海道」の推進を打ち出し、道内各地域で脱炭素化に向けた取組が積極的に進められております。

本町は、二酸化炭素を吸収する森林資源が豊富なことに加え、家畜ふん尿、太陽光、風力、波力など様々な種類の再生可能エネルギーに恵まれており、それらを有効活用した地方創生や地域課題の解決につながる取組が求められております。

ゼロカーボン実現に向け、本町では、昨年度構築した関係課が情報共有する体制を活かしながら、取り組むべき脱炭素化や再生可能エネルギー活用の方向性について分野を横断して検討してまいります。

また、公共施設への再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入についても引き続き検討してまいります。

さらに、家庭や職場における脱炭素化に向けた行動として、節電やゴミの減量化、フードロスの削減など、省エネルギー、省資源、環境負荷軽減の取組について、町民や事業所への啓発を行ってまいります。

(8) 公園整備

新たな公園整備については、公園整備構想を基に現地調査、実施設計を行い、令和8年度供用開始に向け着実に進めてまいります。

また、既存の公園については、適切な維持管理を実施し、安心して遊ぶことができる環境の向上を図ります。

5 次世代に引き継ぐことができるまち

(1) 町民が活躍するまち

令和3年度から始めた「まちづくり町民みらい会議」は、町民のまちづくりへの参加意識の向上を図り、未来のまちづくり人材の育成につなげていくため、今年度も開催してまいります。

また、町民が主体的に取り組むまちづくり活動に対しては、継続して財政的な支援を行うことにより、町民主体の多彩なまちづくり活動の促進を図ってまいります。

町内会活動については、人口減少や少子高齢化、町内における世帯数の偏重などにより、コミュニティ機能の維持が危ぶまれる町内会が顕在化しております。こうした状況を踏まえ、各地域の実情に寄り添いつつ、コミュニティ機能の維持に向けたあらゆる支援を行ってまいります。

広報活動については、公式ウェブサイトと広報紙を両輪とし、町民通信員制度も活用しながら「町民参加型広報」をめざし、地域の魅力から身近な情報まで幅広く紹介することで、分かりやすく親しみやすい広報に努めてまいります。

広聴活動については、まちの情報をオープンにし、町長とのふれあいミーティングや地域分担制、まちづくり意見公募、各種アンケート調査など様々な意

見提出機会を提供することで、町民が意見や要望を出しやすい環境を整えてまいります。

(2) 行財政運営

地方交付税の減少など厳しい地方財政状況が続く中、本町の令和4年度末の町債残高については、全会計を合わせ約123億円と依然として高い水準にあります。

新型コロナウイルス感染症対策や円安・エネルギー情勢が厳しい中、地元経済への影響は計り知れないものがあり、今後の財政収支の見通しは、更に厳しい状況が予想されます。

人口減少や少子高齢化が続く中、第6次まちづくり推進総合計画を確実に実行するため、第5次行政改革大綱の後期の取組を推進し、財政運営の効率化を図り、将来の世代に大きな負担を残さないよう、健全な財政基盤の確立に努めてまいります。

今後も、広域化する行政課題への的確に対応するため、近隣市町村の魅力を活かしながら、相互に役割分担し、連携・協力してまいります。

「定住自立圏の形成に関する協定書」に基づき、地方圏への人口定住を促進する自治体間連携の取組を進めてまいります。

(3) 移住・定住、交流、関係人口の拡大

少子高齢化や人口減少が進み、地方の活力低下が懸念される一方で、コロナ禍を契機として都市部の住民の地方に対する関心が高まり、北海道にとってハブとみなされてきた広域分散型の地域構造、首都圏からの距離などを強みに転換できるチャンスが訪れています。地方に魅力を感じた若い世代が定住し、企業や都市部の住民から支援を得ることができる魅力的で活気のあるまちをめざし、地方創生の取組を更に推進してまいります。

第6次まちづくり推進総合計画に掲げた様々なプロジェクトの実現に向けては、産業団体をはじめ関係機関と連携・協力しながら分野を横断して取り組んでまいります。また、移住・定住の促進や、都市部との交流などを更に進めるため、地域おこし協力隊を配置してまいります。

移住・定住対策では、昨年度から開始した奨学金返還支援助成を継続し、町内で人材が不足する職種の働き手を確保するとともに、まちの将来を担う若い世代の定住と就業の促進を図ってまいります。

また、国のふるさとワーキングホリデー制度を活用して関係人口の拡大を図るとともに、特に若い世代の移住希望者が本町での就業や子育てを具体的に思い描くことができるよう、様々な機会や方法を活用して移住を働きかけてまい

ります。

さらに、東京圏から登録事業所等への就業により本町に移住・定住した方に対し移住支援金を支給し、働く世代の移住を促進してまいります。

結婚対策では、新規に結婚した世帯を対象に、結婚に伴う新生活に係る費用への助成を行うとともに、様々な職種の町民が交流するイベントを開催し、結婚生活への支援や出会いの場の創出に取り組んでまいります。

地域間交流については、関係人口の拡大に大きく寄与することから、従来行っている交流を充実させ、関係人口のさらなる拡大と、まちの賑わいの創出に努めてまいります。

む す び

以上、令和5年度の町政執行に臨む私の所信を述べさせていただきました。

これからも、様々な課題が押し寄せてくる中、この機会を変化の好機ととらえ、次世代が誇れる「魅力あふれる広尾町」をめざして、職員共々、全力で取り組んでまいります。

議員各位並びに町民皆様の一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。